

グリーン住宅ポイント対象住宅の要件

所有者が自ら居住する住宅

- (1) 注文住宅の新築 所有者となる方が、新たに発注（工事請負契約）するもの
(2) 新築分譲住宅の購入 所有者となる方が購入（売買契約）する新築住宅

※売買契約締結時点において、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの

賃貸く全ての住宅が賃貸用である共同住宅等が対象>

- (3) 賃貸住宅の新築 所有者となる方が施工者に工事を発注（工事請負契約）して新築する賃貸用の共同住宅等
※2戸以上の住宅を有すること、分譲住宅や所有者の居宅が含まれる建築物、店舗併用の建築物は対象外

対象住宅の契約時期等

対象住宅	契約時期	完了報告期間 (工事完了前にポイント発行申請をする場合)
新築：注文住宅	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	令和3年6月以降～令和4年4月30日まで
新築：分譲住宅 (共同・戸建)	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	10階以下：令和3年6月以降～令和4年10月31日まで 11階以上：令和3年6月以降～令和5年4月30日まで
新築：賃貸住宅 (共同)	令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの	

対象住宅の性能要件

対象住宅	性能基準	その他条件
新築：注文住宅	断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	<ul style="list-style-type: none">契約時に建築から1年以内、第三者が未入居の住宅購入者等が自ら居住する住宅（申請は1人1回まで）分譲住宅の売主は、宅地建物取引業免許を有する者
新築：分譲住宅 (共同・戸建)	建築物省エネ法に基づく住宅のトップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合 ※共同住宅であること	<ul style="list-style-type: none">全戸がトップランナー基準で床面積40m²以上棟単位で申請戸建住宅や店舗等の併用住宅は対象外ポイント利用は追加工事交換のみ2022年1月15日までの完了報告必須
新築：賃貸住宅 (共同)		

※当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に適合すること及び当該共同住宅等のBEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が0.9であることをいう。